



マイナンバーカード専用

休日窓口開設

新規申請写真不要！ 郵送受け取り可！

マイナンバーカードの交付を推進するため、休日でなければ窓口に来られない方のために、次のとおり窓口を開設しますので、利用してください。

既に申請済のカードの受け取りや電子証明書の更新・発行、カードの新規申請ができます。新規申請ではオンライン申請サポートも行いますので、写真がなくてもカードが申請でき、カードを郵送で受け取ることも可能です。

開設日時

3月	30日（日）	8：30～17：15
4月	5日（土）	8：30～17：15

【場 所】 役場本庁舎2階 町民課窓口

【取扱業務】

- （1）マイナンバーカードの申請・受け取り
- （2）電子証明書の更新・発行 など

いずれの手続きも本人確認書類が必要です。
ご不明な点等につきましては、事前に問い合わせてください。

照会先 町民課窓口係 電話（85）7160

★この回覧「まちだより」と「広報はこね」は町のホームページにも掲載しています。
☆箱根町公式LINEで発行をお知らせしています。友だちの追加で情報を受け取れます。
★「広報はこね」が届いていない方は、役場、出張所、出先機関などに置いてあります。
（発行／箱根町役場 〒250-0398 箱根町湯本 256 番地）
～ 裏 面 も ご 覧 く だ さ い ～



公民館元気プロジェクト

「睡眠」と「健康」の知恵袋講座

～最適な睡眠は何時間でしょうか～



健康づくりのための最適な睡眠時間は何時間でしょうか。睡眠には「脳と身体の休養」「疲労回復」「免疫機能の増加」「記憶の固定」「感情整理」など多くの重要な役割があります。良質な睡眠と健康について基礎知識を習得しませんか。

【日 時】 3月5日（水）14時～15時30分

【会 場】 社会教育センター（箱根町小涌谷520）

【講座内容】 良質な睡眠を考える

良い睡眠のための睡眠環境について基礎知識を習得

【講 師】 明治安田生命保険相互会社社内講師

【対 象】 町内在住、在勤、定期利用団体の方

【定 員】 15人（先着順）

【申込期限】 3月2日（日）

【申込方法】 電話で申し込んでください。

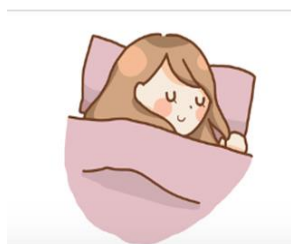
【持 ち 物】 筆記用具

【感染予防対策に関する注意事項】

- ・基本的な感染防止対策を講じた上で実施します。
- ・発熱など体調がすぐれない方は、受講を遠慮してください。
- ・感染拡大状況や自然災害などにより、急きょ中止する場合があります。



申込・照会先 社会教育センター 電話（82）2694



月 日	
サイン	

★ 読み終わったらすぐ次の方へ回覧しましょう。

回覧「まちだより」【令和7年2月25日発行】

令和 6 年度 第 4 回 箱根探訪会

「富士屋ホテル探訪会」参加者募集

明治11年（1878年）に宮ノ下で開業した富士屋ホテルは、箱根を代表するホテルであり、また、日本を代表するクラシックホテルとしても有名で、同ホテルの建物は、国の登録有形文化財に登録され、文化遺産としても貴重な建築物です。

今回は、文化財としての魅力や富士屋ホテルの歩んできた歴史に加え、建物の維持に関する取り組みについて多くの方に広く知っていただく機会として箱根探訪会「富士屋ホテル探訪会」を開催します。

皆様のご応募をお待ちしています。



富士屋ホテル 本館

【写真提供：富士屋ホテル株式会社】

【日 時】 3月26日（水）午前10時～午後2時（受付：9時30分から）

【集 合】 富士屋ホテル内「バー・ヴィクトリア」

【解 散】 「富士屋ホテル」前（現地集合・解散）

※ 全行程を徒歩で移動します。

※ 会場への移動は、公共交通機関の利用をお願いします。

【見 学 先】 富士屋ホテル本館他、富士屋ホテル内の施設をめぐる。また、座学にて富士屋ホテルの歴史を学びます。

【定 員】 40人（定員をこえた場合は抽選）

【参加費】 200円（保険代、資料代）

※ 昼食代（チキンカレー、サラダ、カスタードプリンを予定）5,200円が別途必要です。参加費および昼食代は当日徴収します。

【申込期限】 3月14日（金）必着

【申込方法】 「往復はがき」もしくは「電子メール」にて受け付けます。

希望者それぞれの①住所 ②氏名 ③年齢 ④性別 ⑤電話番号

⑥今回の探訪会開催を知った方法を記入して申し込んでください。

1回（はがき1枚・メール1通）につき2人まで、1人につき1回のみ申し込みができます。

（開催当日に発熱などの症状のある方は、参加をお断りする場合があります。）

【申 込 先】

往復はがきの場合 〒250-0311 箱根町湯本 266 生涯学習課文化財係

電子メールの場合 kyoudo@town.hakone.kanagawa.jp

照会先 生涯学習課文化財係 電話（85）7601

イノシシやシカの捕獲状況について

現在、町全域でイノシシやシカによる被害が増えています。

神奈川県猟友会箱根支部と協力し、有害鳥獣として、わなと銃器による捕獲を実施しています。

捕獲地域は次のとおりです。

6 年度 1 月末現在地域別捕獲頭数

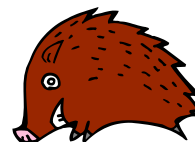
(単位：頭)

種別	地域					合計	備考
	湯本	温泉	宮城野	仙石原	箱根		
イノシシ	1	6	2	5	12	26	わな 25 銃器 1
ニホンジカ	11	5	25	50	74	165	わな 149 銃器 16

銃器の使用にあたっては、住民の皆さんや観光客・ハイカーに十分注意して実施するとともに、日時や場所などをあらかじめ防災行政無線や町ホームページ等によりお知らせしますので、協力をお願いします。

町ホームページはこちら

照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565



鳥獣被害を減らすために

ごみ出しのマナーを守り、被害防止対策に努めましょう！

イノシシなどの野生動物は家庭などから出る生ごみや、庭などに生えているユリやタケノコなどのおいにつられて人里に下りてきます。出没を減らすためには一人ひとりが生ごみを決められた時間に集積所に出すなどのごみ出しのマナーを守ることが必要です。

定期的な草刈りなど敷地の管理をしましょう！

管理されていない敷地や建物が鳥獣の棲み処になることがあります。

定期的な草刈りなど人の手を加えることで、エサとなるものを遠ざけ、隠れる場所をなくすことで、鳥獣にとって住みにくい、都合が悪い場所にすることが大事です。

庭で植物や作物を育てている場合には敷地全体を柵などで囲うといった対策をとる必要があります。全体を囲うことが難しい場合は、植物などを育てている場所のみを囲うことも検討しましょう。

なお、町では、所有する敷地などに有害鳥獣の被害の防止を目的として柵などを設置した方に補助金を交付しています。希望する方は問い合わせてください。

イノシシなどの被害にあわないために（町ホームページ）

照会先 環境課美化保全係 電話 (85) 9565



不用品交換情報

譲ります！
譲ってください!!

家庭で使わなくなった品物などを、ごみに出す前に「不用品交換情報」に登録しませんか。他に必要としている方に、有料または無料で譲ることができます。

また、同時に譲ってほしいものの情報登録も受け付けています。

12 つくる責任
つかう責任



譲ります

(2月7日現在)

番号	品 名	規 格	状 態	価 格
1398	五月人形	高さ50cm ケース入り	普通	無料

譲ってください

番号	品 名	規 格	状 態	価 格
2144	猫用品 (猫ボランティアで使用)	ケージ、シート、 フード等	普通	無料
2146	麻雀牌 こたつ(麻雀用天板)	指定なし	普通	無料

- ※ 状態は新品・良い・普通・多少傷ありの4段階で表しています。
- ※ 掲載期間は登録日から6か月間です。
- ※ 本情報は、町内在住者、在勤者に有効となります。
- ※ 希望の品物が見つかったら、登録者の連絡先を知らせますので、環境課まで連絡してください。その後の引き取り方法などの交渉は当事者間で行ってください。
- ※ 問題が生じた場合は、当事者間の話し合いなどにより解決してください。
- ※ 品物の写真を下記アドレスまで送付していただいた場合、一緒に掲載します。より品物の状態がわかるのでおすすめです。
- ※ この情報はまちだより発行日と同日に町ホームページにも掲載しています。不用品交換が成立すると随時更新するので、ホームページも併せて確認してください。



申込・照会先 環境課環境政策係 電話(85)9565
e-mail:web_kankyou@town.hakone.kanagawa.jp

